

別紙

諮問第1008号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において、第2次選抜の「2次口頭試問」欄及び「2次書類審査」欄を非開示としたことは、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「○年○月○日（○）の一般選抜（第1次選抜）の点数、順位、ランク及び○年○月○日（○）の一般選抜（第2次選抜）の点数、順位、ランク」の開示を求める本件開示請求に対し、実施機関である東京都公立大学法人理事長が令和4年6月28日付けで行った本件一部開示決定について、これを取り消し、第2次選抜の口頭試問及び書類審査のランクの開示を求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定においては、条例16条6号の規定に基づき、対象保有個人情報の一部を非開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年2月22日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年6月20日に実施機関から理由説明書を收受し、同年7月26日（第244回第二部会）及び同年9月20日（第245回第二部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 入学者選抜方法について

東京都立大学法科大学院法学政治学研究科法曹養成専攻専門職学位課程（以下「都立大法科大学院」という。）は、毎年度、履修課程・選抜方法ごとに作成・公表される「東京都立大学法科大学院法学政治学研究科法曹養成専攻 専門職学位課程 学生募集要項」（以下「募集要項」という。）に基づき入学者を選抜している。

審査請求人が出願した○年度の「2年履修課程・一般選抜」に係る申込みから最終合格者の決定に至るまでの手続は、次のとおりである。

- ①出願を希望する者（以下「出願希望者」という。）は、募集要項に記載された必要書類を郵送する方法により、出願を行う。
- ②都立大法科大学院は、上記①により出願を行った者（以下「出願者」という。）に受験票を発送し、第1次選抜（筆記）及び第2次選抜（口頭試問及び書類審査）を実施する。第2次選抜は、募集要項に記載のとおり「法科大学院での教育を受けるために必要な適性及び能力を備えているか」（以下「本件審査対象能力」という。）を審査する。なお、募集要項によれば、選抜試験における評価基準及び個人結果成績に関する質問には一切応じない旨記載がある。
- ③都立大法科大学院は、第1次選抜及び第2次選抜の成績を総合的に判定して最終合格者を決定する。

イ 審査会の審議事項について

実施機関は、本件開示請求について、「○年度入学者選抜 最終合否一覧（2年履修課程・一般）」を本件対象保有個人情報として特定し、第1次選抜の科目ごとの点数、合計点及び順位並びに第2次選抜の順位は開示、第2次選抜の「2次口頭試問」欄及び「2次書類審査」欄のランクは条例16条6号に該当するとして非開示、そして、第1次選抜のランク及び第2次選抜の点数はいずれも不存在

とする本件一部開示決定を行った。

本件審査請求書によれば、審査請求人は、本件一部開示決定のうち第2次選抜の口頭試問及び書類審査のランクを非開示とした実施機関の説明には理由がないとして、当該部分の開示を求めているが、第1次選抜のランク及び第2次選抜の点数を非開示（不存在）としたことについて、その取消しを求める旨の記載は見当たらない。

審査会は、本件対象保有個人情報において非開示とされた部分（以下「本件各非開示情報」といい、このうち「2次口頭試問」欄を「本件非開示情報1」、「2次書類審査」欄を「本件非開示情報2」という。）について、その非開示妥当性を検討する。

ウ 本件各非開示情報の非開示妥当性について

（ア）本件非開示情報1について

実施機関によると、口頭試問は、面接官が第1次選抜を合格した出願者（以下「第2次選抜受験者」という。）と対話をして審査するものであるとのことである。面接官は東京都立大学の専任教員であり、第2次選抜受験者は、大学のパンフレット、ホームページ等に掲載された顔写真から当該面接官を特定することができるため、本件非開示情報1が開示されると、口頭試問の審査結果について低い評価を受けた第2次選抜受験者がインターネット上で当該面接官に攻撃的な書き込みをしたりするおそれがあるとのことである。

（イ）本件非開示情報2について

実施機関によると、書類審査は、第2次選抜受験者が出願時に提出した書類に基づき行われるとのことである。また、当該書類の種別や様式は、年度により大きく変更されることはないため、本件非開示情報2が開示されると、出願希望者は、書類審査の要諦を踏まえた書類を作成することが筆記試験に比して容易となり、その結果、一定程度の高いランクばかりとなるおそれがあるとのことである。

（ウ）審査会の判断について

審査会が検討したところ、本件各非開示情報が開示されると、これが入学者選

抜の傾向分析や対策指南を行うウェブサイトなどにより、拡散、蓄積され、口頭試問や書類審査に係る審査事務の過程若しくは基準を推測することが可能になれば、出願希望者は、これらの情報を基に受験対策を行うことが容易となることから、本件各非開示情報は、第2次選抜の審査過程が推測されるおそれがある情報と認められる。また、本件各非開示情報が開示されると、面接官などの評定者は、第2次選抜受験者などから、口頭試問や書類審査の結果として、当該ランクに至った理由を確かめるために必要以上の接触や抗議等を受けることを意識するあまり、当たり障りのない質問や評価を行わざるを得なくなることも懸念される。そうすると、本件各非開示情報は、開示されることにより、条例16条6号イの「試験、選考、診断、指導、相談等に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程若しくは基準が明らかとなるおそれ又は公正な判断が行えなくなるおそれ」がある情報と認められる。ひいては、入学者の選抜業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件各非開示情報は、いずれも条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子